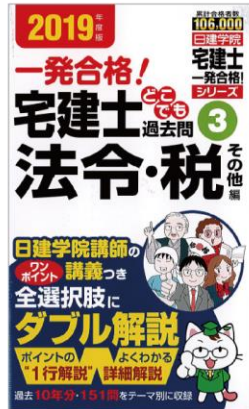
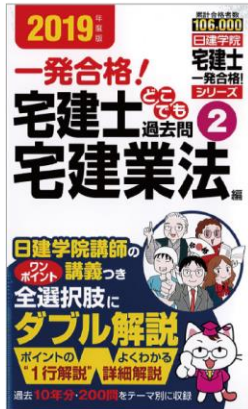


勉強嫌いな貴方へ スマホで宅建

宅建士 どこでも過去問 ズバリ解説Web

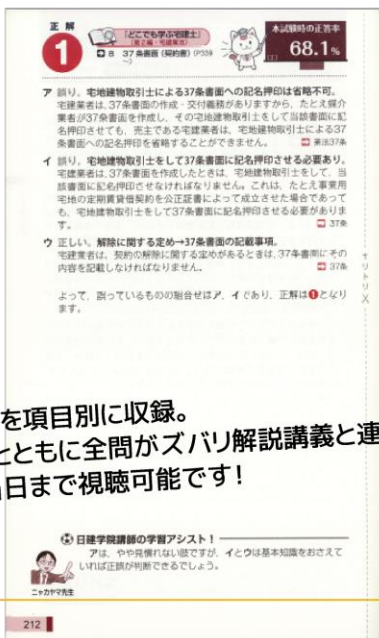
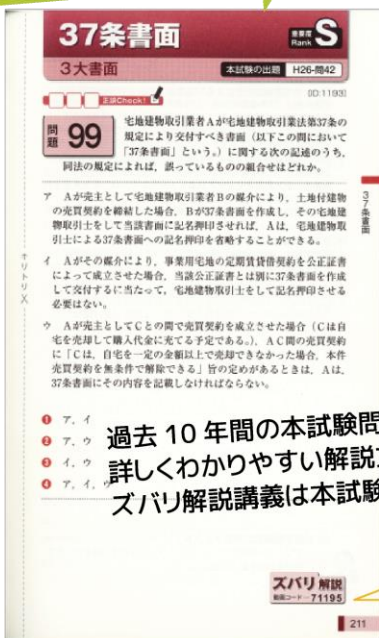
問題集3冊+解説講義



1
問題実施
⇒答え合わせ

2
ズバリ解説
を一発呼び出し

3
カリスマ講師
のピンポイント解説



スマホでも!
PCでも!



この番号でズバリ解説講義を一発呼び出し!

過去10年間の本試験問題を項目別に収録。
過去10年間のズバリ解説講義と連動しています。
詳しくわかりやすい解説文とともに全問がズバリ解説講義と連動しています。
ズバリ解説講義は本試験当日まで視聴可能です!

宅建士どこでも過去問ズバリ解説Web
受講料30,000円(税別)

内容

書籍(問題集): 2019年度版 宅建士どこでも過去問① 権利関係編
書籍(問題集): 2019年度版 宅建士どこでも過去問② 宅建業法編
書籍(問題集): 2019年度版 宅建士どこでも過去問③ 法令・税その他編
Web解説講義: ズバリ解説視聴権利 ※2019年度宅建本試験当日まで視聴可

お問い合わせ・資料請求は下記まで FAX またはお電話をお願いします。

ふりがな		ご希望 内容	<input type="checkbox"/> 詳しい内容が知りたい <input type="checkbox"/> 宅建試験のことを知りたい <input type="checkbox"/> その他()
お名前			
ご住所			
ご連絡先	自宅	携帯	



社会人資格試験講座
日建学院 館山校
(兼 館山パレスタウン事務所)
〒294-0055
館山市那古1233
TEL 27-5506
FAX 27-3206



詳しくは日建館山HPへ

お申込はお早めに!



館山校 FAX: 0470-27-3206 TEL: 0470-27-5506 担当: 関

疑問があればその場で解決!合格者の必携ツール「ズバリ解説」

一人ひとり違う苦手分野をその場で検索し瞬時に理解する『ズバリ解説』は、限られた学習時間を有効に使うことのできる個別学習システムです。「ズバリ解説」は、問題集にある番号を入力するだけで解答肢までしっかり解説した映像講義が自動的にスタートします。疑問があればその場で解決!『ズバリ解説』は初学者から経験者までに対応した学習方法です。

STEP

1

問題集を解く

テキストを熟読したら、理解度確認のため、該当箇所の問題を解きます。

POINT 問題集を解く上で大切なことは、正解することだけではありません。できていなくても実施することが大切です。



STEP

2

ズバリ解説にアクセス

パソコン、スマートフォンなどで、「ズバリ解説」にアクセスします。

POINT 選択肢すべてを正しく理解できていないと本試験での得点に結びつきません。「ズバリ解説」を有効に活用し、合格に向かって前進しましょう。



STEP

3

「ズバリ解説コード」を入力

問題集の解答解説の右下にある「ズバリ解説コード」を入力します。

POINT 「ズバリ解説コード」を入力することで、指定の問題をピンポイントで検索します。



STEP

4

ズバリ解説を視聴する

ズバリ解説で解説講義を視聴し、理解を深めましょう。

POINT 問題をズバリ!瞬時に!詳しく解説する講義を目で見て耳で聴くことで、理解が進みます。解説講義の映像や画像と一緒に、理解するまで、何度も視聴しましょう。



●法改正等で、解答や解説が出題当時と変わる問題については、随時対応を行っています。 ●対応中の問題は、対応が完了するまで視聴できません。

実際に問題を解いてズバリ解説を視聴してみよう!

媒介契約の規制

重要度：A 本試験の出題：平成26年度 問32

宅地建物取引業者Aは、BからB所有の宅地の売却について媒介の依頼を受けた。この場合における次の記述のうち、宅地建物取引業法（以下この問において「法」という。）の規定によれば、誤っているものはいくつあるか。

ア AがBとの間で専任媒介契約を締結し、Bから「売却を秘密にしておきたいので指定流通機構への登録をしないしてほしい」旨の申出があった場合、Aは、そのことを理由に登録をしなかったとしても法に違反しない。

イ AがBとの間で媒介契約を締結した場合、Aは、Bに対して遅滞なく法第34条の2第1項の規定に基づく書面を交付しなければならないが、Bが宅地建物取引業者であるときは、当該書面の交付を省略することができる。

ウ AがBとの間で有効期間を3月とする専任媒介契約を締結した場合、期間満了前にBから当該契約の更新をしない旨の申出がない限り、当該期間は自動的に更新される。

エ AがBとの間で一般媒介契約（専任媒介契約でない媒介契約）を締結し、当該媒介契約において、重ねて依頼する他の宅地建物取引業者を明示する義務がある場合、Aは、Bが明示していない他の宅地建物取引業者の媒介又は代理によって売買の契約を成立させたときの措置を法第34条の2第1項の規定に基づく書面に記載しなければならない。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 四つ

問題を解いた後は
ズバリ解説で
スッキリ解説!!

右記のQRコードにアクセスして
ズバリ解説を視聴→



「ズバリ解説講義」は、
いつでも、どこでも、何度でも
受講できます。



日建学院のズバリ解説はパソコンだけでなくスマートフォンやタブレットでも受講できます。仕事の休憩時間や通勤時間など、問題集さえあればいつでも受講OK。重要事項を効率的に習得できるから、合格へ効果的に近づけます。

※一部の携帯端末では受講できない場合がございます。お申込みの際には必ず動作環境をご確認ください。